

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等
1. 事業者向け登録システム			
1-1	登録情報 ＜4. 戸数、規模並びに構造及び設備＞ ＜目的外使用＞	目的外使用についての項目の記載文言が変更されます。 【変更項目】 (変更前) - 目的外使用をする - 定期建物賃貸借の契約期間 (変更後) - 目的外使用を行う住戸 - 戸数（期間）	※変更例 (変更前) 4. 戸数、規模ならびに構造および設備 登録 HOME > 登録情報 登録・編集HOME > 戸数、規模ならびに構造および設備 【新規】新規申請書作成中 …この項目に入力がない場合は、システム処理上、次の保存(内容確認)に進むことができません。 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 住宅戸数 登録申請対象戸数 戸 ※1以上1万未満 居住部分の規模(専用面積) 最小 最大 構造及び設備 共同利用設備 ※1 構造 階数 竣工の年月 加齢対応構造等 目的外使用 備考 ※2 (変更後) 4. 戸数、規模ならびに構造および設備 登録 HOME > 登録情報 登録・編集HOME > 戸数、規模ならびに構造および設備 【新規】新規申請書作成中 …この項目に入力がない場合は、システム処理上、次の保存(内容確認)に進むことができません。 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 住宅戸数 登録申請対象戸数 戸 ※1以上1万未満 居住部分の規模(専用面積) 最小 最大 構造及び設備 共同利用設備 ※1 構造 階数 竣工の年月 加齢対応構造等 目的外使用 備考 ※2

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等
1-2	登録情報 >5. 入居契約、入居者資格及び入居開始時期 >終身賃貸事業者の事業の認可等	終身賃貸事業者の事業の認可等の項目の記載文言が変更されます。 【変更項目】 ・法第52条第1項の認可 (変更前) ・法第52条第1項の認可を受けている ・法第52条第1項の認可を受けていない (変更後) ・事業者としての認可（法第52条第1項）を受けている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・認可を受けていない ・法第57条第2項の届出 (変更前) ・法第57条第2項の届出をしている ・法第57条第2項の届出をしていない (変更後) ・住宅の届出（法第57条第2項）をしている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・届出をしていない	※変更例 (変更前) 5. 入居契約、入居者資格および入居開始時期 登録 HOME > 登録情報 登録・編集HOME > 入居契約、入居者資格および入居開始時期 【新規】新規申請書作成中 …この項目に入力がない場合は、システム処理上、次の仮保存(内容確認)に進むことができません。 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 入居契約の別 ☐ 賃貸借契約 ☐ その他 終身賃貸事業者の事業の認可等 ※1 ☐ 法第52条第1項の認可を受けている ☐ 法第52条第1項の認可を受けていない ☐ 法第57条第2項の届出をしている ☐ 法第57条第2項の届出をしていない ☐ 次のいずれか(みなし)に該当するものである 入居者の資格 ①単身高齢者世帯 ②高齢者+同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。) 入居の用に供する前であるか ※2 ☐ はい ☐ いいえ 入居開始時期 から ※入居の用に供する前である場合に限り入力すること。 (変更後) 5. 入居契約、入居者資格および入居開始時期 登録 HOME > 登録情報 登録・編集HOME > 入居契約、入居者資格および入居開始時期 【新規】新規申請書作成中 …この項目に入力がない場合は、システム処理上、次の仮保存(内容確認)に進むことができません。 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 入居契約の別 ☐ 賃貸借契約 ☐ その他 終身賃貸事業者の事業の認可等 ※1 ☐ 事業者としての認可(法第52条第1項)を受けている(法改正以前の申請によるみなしを含む) ☐ 認可を受けていない ☐ 住宅の届出(法第57条第2項)をしている(法改正以前の申請によるみなしを含む) ☐ 届出をしていない ☐ 次のいずれか(みなし)に該当するものである 入居者の資格 ①単身高齢者世帯 ②高齢者+同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。) 入居の用に供する前であるか ※2 ☐ はい ☐ いいえ 入居開始時期 から ※入居の用に供する前である場合に限り入力すること。 備考 ※3 ※200文字内

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等														
1-3	申請書 PDF >システム独自項目 >4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 >目的外使用	目的外使用についての項目が追加されます。 【追加項目】 ・目的外使用を行う住戸 目的外使用についての項目の記載文言が変更されます。 【変更項目】 (変更前) ・第 19 条の 2 に基づく 定期建物賃貸借の契約期間 (変更後) ・戸数（期間）	※変更例 (変更前) 4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 <table><tr><td>19条の2に基づく定期建物賃貸借の契約期間</td><td>入力なし</td></tr><tr><td>増改築等に関する備考</td><td>入力なし</td></tr></table> 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 <table><tr><td>入居契約等に関する備考</td><td>入力なし</td></tr></table> (変更後) 4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 <table><tr><td>目的外使用を行う住戸</td><td>☒あり ☐なし</td></tr><tr><td>戸数（期間）</td><td>2戸（令和7年10月1日～令和9年10月1日） 3戸（令和8年7月1日～令和11年7月1日）</td></tr><tr><td>増改築等に関する備考</td><td>入力なし</td></tr></table> 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 <table><tr><td>入居契約等に関する備考</td><td>入力なし</td></tr></table>	19条の2に基づく定期建物賃貸借の契約期間	入力なし	増改築等に関する備考	入力なし	入居契約等に関する備考	入力なし	目的外使用を行う住戸	☒ あり ☐ なし	戸数（期間）	2戸（令和7年10月1日～令和9年10月1日） 3戸（令和8年7月1日～令和11年7月1日）	増改築等に関する備考	入力なし	入居契約等に関する備考	入力なし
19条の2に基づく定期建物賃貸借の契約期間	入力なし																
増改築等に関する備考	入力なし																
入居契約等に関する備考	入力なし																
目的外使用を行う住戸	☒ あり ☐ なし																
戸数（期間）	2戸（令和7年10月1日～令和9年10月1日） 3戸（令和8年7月1日～令和11年7月1日）																
増改築等に関する備考	入力なし																
入居契約等に関する備考	入力なし																

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等																									
1-4	申請書 PDF >別紙 >5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合） >終身賃貸事業者の事業の認可等	終身賃貸事業者の事業の認可等の項目の記載文言が変更されます。 【変更項目】 ・法第 52 条第 1 項の認可 (変更前) ・法第 52 条第 1 項の認可を受けている (変更後) ・事業者としての認可（法第 52 条第 1 項）を受けている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・認可を受けていない ・法第 57 条第 2 項の届出 (変更前) ・法第 57 条第 2 項の届出をしている (変更後) ・住宅の届出（法第 57 条第 2 項）をしている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・届出をしていない	※変更例 (変更前) 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合） <table><tr><td>入居契約の別</td><td colspan="2">■ 賃貸借契約 □ その他</td></tr><tr><td rowspan="2">終身賃貸事業者の事業の認可等</td><td>☐ 法第52条第1項の認可を受けている</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>☐ 法第57条第2項の届出をしている</td></tr><tr><td>入居者の資格</td><td colspan="2">■ 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居人 （「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう。） （「同居人」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させると知事が認める者をいう。）</td></tr></table> ※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。 <table><tr><td>入居開始時期</td><td>年 月 日</td></tr></table> 注）入居開始年は、西暦で記入すること。 (変更後) 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合） <table><tr><td>入居契約の別</td><td colspan="2">■ 賃貸借契約 □ その他</td></tr><tr><td rowspan="2">終身賃貸事業者の事業の認可等</td><td>☐ 事業者としての認可（法第52条第1項）を受けている （法改正以前の申請によるみなしを含む）</td><td>■ 認可を受けていない</td></tr><tr><td>☐ 住宅の届出（法第57条第2項）をしている （法改正以前の申請によるみなしを含む）</td><td>■ 届出をしていない</td></tr><tr><td>入居者の資格</td><td colspan="2">■ 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 （「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう。） （「同居者」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させると知事が認める者をいう。）</td></tr></table> ※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。 <table><tr><td>入居開始時期</td><td>年 月 日</td></tr></table>	入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他		終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 法第52条第1項の認可を受けている		☐ 法第57条第2項の届出をしている	入居者の資格	■ 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居人 （「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう。） （「同居人」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させると知事が認める者をいう。）		入居開始時期	年 月 日	入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他		終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 事業者としての認可（法第52条第1項）を受けている （法改正以前の申請によるみなしを含む）	■ 認可を受けていない	☐ 住宅の届出（法第57条第2項）をしている （法改正以前の申請によるみなしを含む）	■ 届出をしていない	入居者の資格	■ 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 （「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう。） （「同居者」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させると知事が認める者をいう。）		入居開始時期	年 月 日
入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他																											
終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 法第52条第1項の認可を受けている																											
	☐ 法第57条第2項の届出をしている																											
入居者の資格	■ 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居人 （「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう。） （「同居人」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させると知事が認める者をいう。）																											
入居開始時期	年 月 日																											
入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他																											
終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 事業者としての認可（法第52条第1項）を受けている （法改正以前の申請によるみなしを含む）	■ 認可を受けていない																										
	☐ 住宅の届出（法第57条第2項）をしている （法改正以前の申請によるみなしを含む）	■ 届出をしていない																										
入居者の資格	■ 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 （「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう。） （「同居者」とは、配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させると知事が認める者をいう。）																											
入居開始時期	年 月 日																											

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等																																																																				
1-5	登録データ >4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 >目的外使用	目的外使用についての項目が追加されます。 【追加項目】 ・目的外使用を行う住戸 目的外使用についての項目の記載文言が変更されます。 【変更項目】 (変更前) ・第19条の2に基づく定期建物賃貸借の契約期間 (変更後) ・戸数（期間）	※変更例 (変更前) 3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所 <table><tr><td>事務所の名称</td><td colspan="3">テスト用事務所1415</td></tr><tr><td>事務所の所在地</td><td colspan="3">〒104-0032 東京都中央区八丁堀 電話番号: 00-0000-0000</td></tr></table> 4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 <table><tr><td>住宅戸数</td><td>25 戸</td><td>居住部分の規模(専用面積)</td><td>10.00㎡ ～ 100.00㎡</td></tr><tr><td>共同利用設備</td><td>なし</td><td>構造</td><td>木 造</td></tr><tr><td>階数</td><td>1 階建 (地下 1 階)</td><td>竣工の年月</td><td>2017年01月01日</td></tr><tr><td>加給対応構造等</td><td colspan="3">登録基準に適合している</td></tr><tr><td>第19条の2に基づく定期建物賃貸借の契約期間</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr></table> (変更後) 3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所 <table><tr><td>事務所の名称</td><td colspan="3">やすらぎライフサポート新宿事務所</td></tr><tr><td>事務所の所在地</td><td colspan="3">〒160-0022 東京都新宿区1丁目2-3 やすらぎビル5F 電話番号: 0312345678</td></tr></table> 4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 <table><tr><td>住宅戸数</td><td>30 戸</td><td>居住部分の規模(専用面積)</td><td>18.00㎡ ～ 25.50㎡</td></tr><tr><td>共同利用設備</td><td>なし</td><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート 造</td></tr><tr><td>階数</td><td>5 階建</td><td>竣工の年月</td><td>2018年04月01日</td></tr><tr><td>加給対応構造等</td><td colspan="3">登録基準に適合している／エレベーターを備えている／緊急通報装置を備えている</td></tr><tr><td>目的外使用を行う住戸</td><td colspan="3">あり</td></tr><tr><td>戸数(期間)</td><td colspan="3">2戸(令和7年10月1日～令和9年10月1日) 3戸(令和8年7月1日～令和11年7月1日)</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr></table>	事務所の名称	テスト用事務所1415			事務所の所在地	〒104-0032 東京都中央区八丁堀 電話番号: 00-0000-0000			住宅戸数	25 戸	居住部分の規模(専用面積)	10.00㎡ ～ 100.00㎡	共同利用設備	なし	構造	木 造	階数	1 階建 (地下 1 階)	竣工の年月	2017年01月01日	加給対応構造等	登録基準に適合している			第19条の2に基づく定期建物賃貸借の契約期間				備考				事務所の名称	やすらぎライフサポート新宿事務所			事務所の所在地	〒160-0022 東京都新宿区1丁目2-3 やすらぎビル5F 電話番号: 0312345678			住宅戸数	30 戸	居住部分の規模(専用面積)	18.00㎡ ～ 25.50㎡	共同利用設備	なし	構造	鉄筋コンクリート 造	階数	5 階建	竣工の年月	2018年04月01日	加給対応構造等	登録基準に適合している／エレベーターを備えている／緊急通報装置を備えている			目的外使用を行う住戸	あり			戸数(期間)	2戸(令和7年10月1日～令和9年10月1日) 3戸(令和8年7月1日～令和11年7月1日)			備考			
事務所の名称	テスト用事務所1415																																																																						
事務所の所在地	〒104-0032 東京都中央区八丁堀 電話番号: 00-0000-0000																																																																						
住宅戸数	25 戸	居住部分の規模(専用面積)	10.00㎡ ～ 100.00㎡																																																																				
共同利用設備	なし	構造	木 造																																																																				
階数	1 階建 (地下 1 階)	竣工の年月	2017年01月01日																																																																				
加給対応構造等	登録基準に適合している																																																																						
第19条の2に基づく定期建物賃貸借の契約期間																																																																							
備考																																																																							
事務所の名称	やすらぎライフサポート新宿事務所																																																																						
事務所の所在地	〒160-0022 東京都新宿区1丁目2-3 やすらぎビル5F 電話番号: 0312345678																																																																						
住宅戸数	30 戸	居住部分の規模(専用面積)	18.00㎡ ～ 25.50㎡																																																																				
共同利用設備	なし	構造	鉄筋コンクリート 造																																																																				
階数	5 階建	竣工の年月	2018年04月01日																																																																				
加給対応構造等	登録基準に適合している／エレベーターを備えている／緊急通報装置を備えている																																																																						
目的外使用を行う住戸	あり																																																																						
戸数(期間)	2戸(令和7年10月1日～令和9年10月1日) 3戸(令和8年7月1日～令和11年7月1日)																																																																						
備考																																																																							

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等																																																												
1-6	登録データ ＞5．サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 ＞終身賃貸事業者の事業の認可等	終身賃貸事業者の事業の認可等の項目の記載文言が変更されます。 【変更項目】 ・法第 52 条第 1 項の認可 (変更前) ・法第 52 条第 1 項の認可を受けている ・法第 52 条第 1 項の認可を受けていない (変更後) ・事業者としての認可を受けている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・認可を受けていない ・法第 57 条第 2 項の届出 (変更前) ・法第 57 条第 2 項の届出をしている ・法第 57 条第 2 項の届出をしていない (変更後) ・住宅の届出をしている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・届出をしていない	※変更例 (変更前) 4－2. 共同利用設備等 <table><tr><th>設備等</th><th>整備箇所数</th><th>合計床面積 (㎡)</th><th>整備箇所</th><th>想定利用戸数 (戸)</th><th>備考</th></tr><tr><td colspan="6">5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期</td></tr><tr><td>入居契約の別</td><td>賃貸借契約</td><td>終身賃貸事業者の事業の認可等</td><td colspan="3">法第52条第1項の認可を受けていない 法第57条第2項の届出をしていない</td></tr><tr><td>入居者の資格</td><td colspan="5">次の①または②に該当するものである ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事等が認める者をいう。)</td></tr><tr><td>入居開始時期 (入居開始前の場合)</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr></table> (変更後) 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 <table><tr><td>入居契約の別</td><td>賃貸借契約</td><td>終身賃貸事業者の事業の認可等</td><td>法第52条第1項 法第57条第2項</td><td>認可を受けていない 届出をしていない</td><td></td></tr><tr><td>入居者の資格</td><td colspan="5">次の①または②に該当するものである ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)</td></tr><tr><td>入居開始時期 (入居開始前の場合)</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr></table>	設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考	5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期						入居契約の別	賃貸借契約	終身賃貸事業者の事業の認可等	法第52条第1項の認可を受けていない 法第57条第2項の届出をしていない			入居者の資格	次の①または②に該当するものである ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事等が認める者をいう。)					入居開始時期 (入居開始前の場合)						備考						入居契約の別	賃貸借契約	終身賃貸事業者の事業の認可等	法第52条第1項 法第57条第2項	認可を受けていない 届出をしていない		入居者の資格	次の①または②に該当するものである ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)					入居開始時期 (入居開始前の場合)						備考					
設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考																																																										
5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期																																																															
入居契約の別	賃貸借契約	終身賃貸事業者の事業の認可等	法第52条第1項の認可を受けていない 法第57条第2項の届出をしていない																																																												
入居者の資格	次の①または②に該当するものである ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事等が認める者をいう。)																																																														
入居開始時期 (入居開始前の場合)																																																															
備考																																																															
入居契約の別	賃貸借契約	終身賃貸事業者の事業の認可等	法第52条第1項 法第57条第2項	認可を受けていない 届出をしていない																																																											
入居者の資格	次の①または②に該当するものである ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)																																																														
入居開始時期 (入居開始前の場合)																																																															
備考																																																															

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等																				
1-7	登録情報 ＞17 条の説明書作成 用データ ＞「全体」シート ＞終身賃貸事業者の 事業の認可等	終身賃貸事業者の事業の認可等の項目の記載文言が変更されます。 【変更項目】 ・法第 52 条第 1 項の認可 (変更前) ・法第 52 条第 1 項の認可を受けている (変更後) ・事業者としての認可（法第 52 条第 1 項）を受けている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・認可を受けていない ・法第 57 条第 2 項の届出 (変更前) ・法第 57 条第 2 項の届出をしている (変更後) ・住宅の届出（法第 57 条第 2 項）をしている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ・届出をしていない	※変更例 (変更前) 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 (居住の用に供する前である場合) <table><tr><td>入居契約の別</td><td>☐ 賃貸借契約 ☐ その他</td></tr><tr><td>入居契約が賃貸借契約でない場合には、その他</td><td></td></tr><tr><td>終身賃貸事業者の事業の認可等</td><td>☐ 法第52条第1項の認可を受けている ☐ 法第57条第2項の届出をしている</td></tr><tr><td>入居者の資格</td><td>次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 ☐ (「高齢者」とは、80歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている80歳未満の者をいう。) (「配偶者」とは、80歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている80歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)</td></tr><tr><td>入居契約の内容</td><td>別添入居契約書のとおり</td></tr></table> (変更後) 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期 (居住の用に供する前である場合) <table><tr><td>入居契約の別</td><td>☐ 賃貸借契約 ☐ その他</td></tr><tr><td>入居契約が賃貸借契約でない場合には、その他</td><td></td></tr><tr><td>終身賃貸事業者の事業の認可等</td><td>☐ 事業者としての認可（法第52条第1項）を受けている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ☐ 認可を受けていない ☐ 住宅の届出（法第57条第2項）をしている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ☐ 届出をしていない</td></tr><tr><td>入居者の資格</td><td>次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 ☐ (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)</td></tr><tr><td>入居契約の内容</td><td>別添入居契約書のとおり</td></tr></table>	入居契約の別	☐ 賃貸借契約 ☐ その他	入居契約が賃貸借契約でない場合には、その他		終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 法第52条第1項の認可を受けている ☐ 法第57条第2項の届出をしている	入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 ☐ (「高齢者」とは、80歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている80歳未満の者をいう。) (「配偶者」とは、80歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている80歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)	入居契約の内容	別添入居契約書のとおり	入居契約の別	☐ 賃貸借契約 ☐ その他	入居契約が賃貸借契約でない場合には、その他		終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 事業者としての認可（法第52条第1項）を受けている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ☐ 認可を受けていない ☐ 住宅の届出（法第57条第2項）をしている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ☐ 届出をしていない	入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 ☐ (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)	入居契約の内容	別添入居契約書のとおり
入居契約の別	☐ 賃貸借契約 ☐ その他																						
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その他																							
終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 法第52条第1項の認可を受けている ☐ 法第57条第2項の届出をしている																						
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 ☐ (「高齢者」とは、80歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている80歳未満の者をいう。) (「配偶者」とは、80歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている80歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)																						
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり																						
入居契約の別	☐ 賃貸借契約 ☐ その他																						
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その他																							
終身賃貸事業者の事業の認可等	☐ 事業者としての認可（法第52条第1項）を受けている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ☐ 認可を受けていない ☐ 住宅の届出（法第57条第2項）をしている（法改正以前の申請によるみなしを含む） ☐ 届出をしていない																						
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者 ☐ (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) (「同居者」とは、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者をいう。)																						
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり																						